

第七十五回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十八号

昭和五十年四月十六日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 渡谷 直藏君

理事 笠岡 喬君

理事 芳賀 貢君

理事 足立 篤郎君

今井 勇君

吉川 久衛君

佐々木秀世君

島田 安夫君

丹羽 兵助君

綿貫 民輔君

竹内 猛君

中川利三郎君

折小野良一君

出席國務大臣

農林大臣 安倍晋太郎君

出席政府委員

農林大臣官房長 大河原太一郎君

農林省農林經濟局長 岡安 誠君

農林省畜産局長 澤邊 守君

農林水産技術會議事務局長 小山 義夫君

委員外の出席者

文部省大学局技

術教育課長 瀧澤 博三君

厚生省環境衛生

局乳肉衛生課長 岡部 祥治君

厚生省環境衛生

局水産環境衛生

課長 吉崎 正義君

農林水産委員会

調査室長 尾崎 毅君

委員の移動
四月十六日

上田 茂行君

染谷 誠君

本名 武君

神田 大作君

同日

志賀 節君

戸井田三郎君

綿貫 民輔君

折小野良一君

補欠選任

志賀 節君

上田 茂行君

本名 武君

神田 大作君

本日(の)會議に付した案件

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号(參議院送付))

○滋谷委員長 これより會議を開きます。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。柴田健治君。

○柴田健治君 家畜伝染病予防法の一部改正について、それに関連をしてお尋ねを申し上げたいと思います。

この家畜伝染病予防法に関連をして、国内だけの問題ではなく、国際的な問題も私たちは常にあわせて考えなければならぬ。そういう意味から、国際的な食肉流通の過程における家畜予防について、措置がどういうふうになされておるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○澤邊政府委員 国際的な食肉の輸入検疫の措置

につきましては、從來から関係国が相互に衛生条件を定めて実施しておるといふのが一般的でございまして、最近では、その最重要事項といつたしましては、牛疫とか口蹄疫とかいふような悪性伝染病の伝播防止ということに重点が置かれておるわけにございまして。しかしながら、これらの伝染病を予防するための検疫の規制措置が非常に過度になりまして輸出に非常に障害を与えてははいかないというふうな議論が一方にございまして。特に検疫によつて貿易の自由な実施を阻害するようなことがあつてはならないというふうな動きもございまして、反面、また、規制が非常に緩和することになりますと、各国とも畜産が危機にさらされるというふうなおそれもございまして、国際獣疫事務局、OIEというものが国際機関として前からございまして、そこにおきまして、その両者の要請をうまく調和するように、国際的な場においての種々な検討が定期的にも行われておるわけにございまして。現在は国際動物衛生規約というものが定められておまして、一定の基準と原則のもとに輸出入検疫を円滑に図ろうということにしておるわけにございまして。この規約では、現在、主要な疾病に対する侵入防止のための検査の基準及び証明書の様式など、細部について定めておるわけにございまして、最近では、食肉及び畜産物の中の残存ウイルス等の処理に関して非常に問題がございまして、現在、その基準を定めるための資料を収集する等の努力が国際的な立場において行われておる段階にございまして。

なお、関連して申し上げますと、世界の畜産衛生状況をみると、大まかに言ひまして、現在、アフリカとかアジア、南米、ヨーロッパの一部は悪性伝染病が存在する地域ということになっておりまして、中米、北米、大洋州は清浄地域、わが国もアジアの一部でございまして、清浄地

域に入っております。そういうふうな大まかでは区分できるわけにございまして、食肉の輸出入検疫措置についても、防疫的な見地から、清浄国といひますか、清浄地域については非常に厳格な規制措置を行つております。わが国の場合も、輸出入検疫につきましては、動物検疫所を中心にしたしまして、専門の防疫官を配置いたしまして、最近、畜産物なり家畜の国際的な交流と、それに伴います輸入がふえてまいつておりますし、また人の交流も非常にふえており、また、畜産物、家畜以外の物の交流も非常にふえておりますので、それらに付着して入るというふうなおそれがありますので、検疫施設を強化し、検疫担当官の人員も漸次ふやしてございまして、最近の事態に対応しまして厳正な規制をする。特に、清浄地域でございまして、他の国以上に厳格にやつておるわけにございまして。

○柴田(健)委員 いろいろ説明をいただいたのですが、まだ十分とは言えないという気がいたします。

特に、中国の問題なんです、輸入禁止地域としていま禁止措置をしておるわけですが、これを解除してくれという解除要請がある。これについて、中国との関係の見通しと、そして解除する気持があるのかないのかということと、まだ解除する段階ではない、まだ非常に危険性があるとすれば、その考え方、これらを明らかにしてもらいたいと思う。

○澤邊政府委員 中国からの家畜及び食肉等の畜産物の輸入につきましては、かねがね、先ほど申し上げたような厳正な考え方に基づきます輸入禁止区域にし、検疫も厳正にやつておるわけにございまして、それに対して、輸入を促進するために禁止を解除すべきであるという御要請があるわけにございまして。

われわれといたしましては、中国の家畜衛生状況が戦前と比べて非常に好転しておるといふことは承知しております。しかしながら、牛肉、豚肉等のいわゆる偶蹄類の動物の生肉については、口蹄疫の撲滅が完全にできたということが国際的にはまだ確認をされておらず、中国国内の防疫事情、伝染病を防ぐための種々の事情が必ずしも詳細に明らかになっておらないというのが現状でございますので、いま直ちに禁止を解除するということはまだできない段階ではないかというふうに思っております。

これまで民間の調査団が三回ばかり行つていろいろ調査をしたこともございます。それらの調査結果も関係者が集まりまして十分検討をし、なお不明な点についていろいろ質問事項も相手方に出しておりました。また十分回答が得られない面が残つております。国際機関の年報によりますとも、口蹄疫等が存在をしておる地域というところが、これは推定も若干入つておるかと思ひますけれども、そのようなことが書かれておりますので、われわれといたしましては、国内の防疫上、いま直ちにすることはまだ困難であるといふふうに考えておるわけでございます。しかしながら、これはあくまでも純技術的な問題でございまして、技術的な問題が解明できればいつでも解除をしていきたいという前向きな姿勢を持っております。

国交が正常化して以来、わが国の家畜防疫についての基本的な考え方、あるいはわが国側の家畜衛生についての情報もいろいろ提供いたしまして、技術交流を双方でやるといふことを提案いたしまして、原則的には同意を得て、国交回復後すでに三回にわたつてわが国の技術者と向こうの技術者の交流が行われております。しかし、先ほど申しましたように、問題点を全面的に解明する段階にまだ至っておりません。

先ほど申しましたように、わが国は清浄国でございまして、すでに発生した経験のある国に比べますと非常に嚴重にやっております。それに、わ

が方の考え方に応ずる解明がまだ全部終わつていないということでございますので、今後も引き続き二国政府間の技術者の交流、情報の交換といふことを深めまして、本問題の解明につきましても専門的な検討は続けてまいりたいというふうに思つております。

○柴田(健)委員 小山局長にお尋ねしたいのですが、昭和四十三年から八カ年計画で、海外悪性伝染病研究推進協議会というものをつくられて、これを研究するということが先進国へ人を派遣されておるようであるのですが、その調査結果については、十分結論が出ておるかどうかわかりません。海外における伝染病の対策についてのそういう研究の成果というものが出来ておれば、御報告願ひたい。

○小山(義)政府委員 ただいまお尋ねの点につきましては、昭和四十三年から、家畜伝染病に關して先進諸国に研究者を毎年派遣をいたしまして、今日まで来ております。

内容につきましては、口蹄疫がやはり一番大きな問題でございまして、当初から四十七年までずっと口蹄疫に關しまして、これら研究の先進国でありますイギリス、アメリカ、西ドイツ等に派遣をいたしております。なお、四十八年、四十九年については、アフリカ豚コレラを内容といたします。研修の方に切りかえてきておるわけであります。

これらの研究者の研究内容につきましては、家畜伝染病の研究の海外悪性伝染病研究推進協議会というものを技術会議の事務局に設けて、ここでそれぞれ報告をさせ、それらの成果に基づいて、国の家畜衛生試験場の研究体制の整備なり研究の方向なりというところに反映をさせて、今日まで研究体制の拡充に努めてきておる、こういう状況でございます。

なお詳細の細かい技術的な研修の報告と申ししますか、そういう点につきましては、この協議会で報告をした以外に、ちよつと私きよう手元に持っておりますけれども、内容については、この協

議会で検討し、専門家の間で検討されて、家畜衛生試験場の研究体制の整備というところに反映をされておる、こういう状況でございます。

○柴田(健)委員 それならまだこの研究は長期にわたつてやられるという見通しですか。

○小山(義)政府委員 特に、口蹄疫とか豚コレラ等につきましては、わが国の中で自由に十分菌を扱つて研究できる状況になっておりませんし、また、そういうことについてはなお若干の危険性等も考へておりますので、御指摘のよう、いまの段階では、もうここまでくれば大丈夫だといふところまで必ずしも行つていない点がございまして、今後とも引き続き相当研究体制の整備を図る必要があるというふうに考へております。

○柴田(健)委員 鑑別が非常に困難だと言われるウイルス性の伝染病で、特に、水泡性口内炎と水泡疹、豚水泡疹の三つが非常に鑑別がむずかしいと言われているのですが、この三種の病菌の特に危険性の高い地域とすれば、英国、イタリア、香港というように言われておるのですが、この地方の防疫体制はどうなつておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○澤邊政府委員 お尋ねにつきましては、豚水泡疹と、非常に判別の困難な伝染病といたしまして、水泡性口内炎と、それから水泡疹というものがございまして、これはいずれもわが国ではまだ発生したことはないという病気でございまして、今回改正案で御提案しております豚水泡疹と症状が非常に類似してあるということでございます。このうちで、水泡性口内炎は現在中南米の諸国に限定して発生をしております。これは牛のほかに馬にも発生をするのが特徴でございまして、発生国におきましては防疫措置をいたしましては、輸出検査を厳重にやつておることのほか、輸出国の国内での移動制限によつて対処をしておるよう聞いております。

また、水泡疹というもう一つの類似しております病気ににつきましては、アメリカで発生が報告されたことがございますが、現在は世界じゅうどこ

にも発生しておらないということで、本病のウイルスは地球上からもうすでに消滅したのじやないかというふうな見方がなされております。

わが国といたしましては、各国との情報交換とそれからFAOとかOIEだとかいうそれぞれの国際機関を通じて、海外におきまして伝染性疾病の発生情報の入手に努めるとともに、先ほど申しましたように、輸出入検査に当たつても万全を期するよう心がけておるわけでございまして。

また、豚水泡疹につきましては、御指摘がございましたように、イギリスでかなり発生をし、その他イタリアを含めましてヨーロッパ諸国と、それから香港で発生をしております。国際機関におきましてもこの防疫につきまして非常に努力をしております。この防疫につきまして、死体あるいは汚染物品については焼却、埋却をする。消毒とか隔離といふことはもちろん当然のことでございますが、それらの厳重措置を講じておりますけれども、現在、完全に発生がなくなつておるというところにはいつておらないという現状でございまして。

○柴田(健)委員 英国でも、口蹄疫が発生した時には相當の研究施設を持ちながら、あわ食うたというが、万全な処置ができなかつたという苦い経験もあるわけですが、そういう点から考へて、わが国の防疫体制が万全かどうか、私たちは自信がないのですが、畜産局はそれに対して万全な処置ができるような体制をいま持つておるのかどうか、特に国際的の防疫協力体制とあわせて日本の国内の体制が完全かどうか、その自信のほどをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○澤邊政府委員 口蹄疫はわが国において一回もまだ発生したことはないわけでございまして、御指摘がございましたように、かつてイギリスで大発生をして、多数の家畜が死亡し、あるいはこれを殺処分にしたということで、畜産振興上大きな損害を与えたわけでございます。わが国といたしましては、畜産物なり家畜あるいは人、物の交流がだんだんふえてまいりますので、これらの侵入

防止のための措置につきましては、従来以上に厳格に強化をしいし必要があるというように考えておるわけでございます。

試験研究のことにつきましては、先ほど技術会議の方から答弁申し上げましたように、従来の家畜衛生試験場におきまして研究体制を強化するため五十年度から新たに口蹄疫の免疫研究室を設置するということをやっておるわけでございますが、畜産局のサイドの問題をいたしましては、五十年度から新たな口蹄疫のワクチンの予防液の備蓄を十万吨分開始するということを五十年度予算から実施をまいりたいと思っております。これは発生をしなければ、有効期間が約一年でございますので廃棄処分にするわけでございますけれども、万が一侵入した場合に、迅速に防疫措置を講ずるために、発生した周辺の地域に全偶蹄類の家畜につきまして予防接種をするということのために予防液をあらかじめ国が備蓄しておくわけでございます。これは検査所に備蓄しておくわけではございませんが、予防液は国内では生産がされておられませんので、海外から輸入することによって十万吨分の備蓄を開始したいというように考えております。

その他、海外からの情報の収集には従来以上に努力をしいしと思っております。国際機関あるいは二国間の情報収集の努力を続けるとともに、必要に応じて、これまででもやっておりますけれども、専門の技術者を海外に派遣いたしまして、技術の研修あるいは発生国におきまして防疫状況の把握、情報の収集に努力をいたしておるわけでございます。もちろん、防疫体制につきましては、これまでも防疫施設あるいは防疫官等の陣容の整備についても努力をしいしっておりますけれども、今後さらに強化をしいしまいまして、防疫に遺漏のないようにしいしたいというように思っております。

繰り返して申し上げますけれども、家畜の輸入、畜産物の輸入、それから人の交流、物資の交流というものが頻繁になりますれば、侵入のおそれがあるわけでございます。

従来以上にふえるわけでございますので、その点につきましては厳正に対処いたしまして、万が一侵入をするという場合には、先ほど言いましたような備蓄ワクチンを迅速に利用いたしまして対処するというふうなふうに考えておるわけでありました。

○柴田(健)委員 日本の場合にはそういう経験が少くないということ、職員の研究という点から言いますとまだ十分と言えない、未経験者が多い、こういう立場から非常に不安があるわけでありまして、英国を一通調査をせられたことがありますが、○澤邊政府委員 四十二年に英国で大発生いたしました場合は、家畜衛生試験場の専門の技術者と畜産局の技術者を派遣をいたしまして、調査をいたしておりました。

○柴田(健)委員 その調査のもとに、国内で万一発生した場合にどういう処置をしいしというふうな、机上なり実地なりのそういう予防に対する訓練をせられたことがあります。○澤邊政府委員 海外伝染病の防疫実施要領というふうなものを定めまして、口蹄疫を主としていたしまして、侵入した場合の防疫をどのようにしてやるかというところを、われわれはこれを防疫演習と言っておりますけれども、これを毎回やることにいたしております。毎年、県をまたえながら、数日間におたりまして防疫関係機関を動員いたしまして防疫を想定して演習を実施するというようなことにしております。要領に基づく措置が迅速、的確に取り得るような実地訓練もいたしておるわけでございます。

○柴田(健)委員 日本の場合にはいろいろな試験研究機関その他が多少あるわけですが、われわれは小規模で話にならぬという考えを持っておるのです。家畜衛生試験場の職員でもふえないが、なぜふえないんだらうかという気がするんです。本気でやっておりますと言いますが、この試験研究機関の職員の増員を見ても、また、研究機関の施設整備についても非常に弱い。もう少し大規模の研究施設をつくらうかという気がするのです。

が、大規模の研究をつくる用意はありませんか。○小山(義)政府委員 家畜衛生試験場の現在の体制は、研究者だけで、本場で百一人、支所を合わせますと百五十五人という状況でございます。そのうち、口蹄疫関係を中心にした海外の悪性伝染病の専門の研究室は必ずしも十分に整備されていふという状況にはございませんけれども、昭和四十五年からこれらの研究施設の建設にかかりまして、四十六年には口蹄疫の診断の研究室を設置し、また、本五十年からは、たゞいま御質問にございましたワクチン等の、国内における非常に効率的な製造技術の開発を行うための免疫研究室を新しく設置いたしておるわけでございます。

家畜衛生試験場はそういう意味での国の専門の場所として、農林関係の研究機関の中でもトップクラスにありますが非常に水準の高い研究機関でございます。この衛生試験場を今後とも質的に十分充実をしいしたいというふうな考えておるわけでございます。

○柴田(健)委員 そういう研究員には、研究手当をどのくらい出しておるのですか。○小山(義)政府委員 衛生試験場の予算につきましては、衛生試験場の各研究員に人当研究費というものを付けておりますが、これが本年度予算では一億五千九百万で、前年度は一億三千九百万でございます。これは、各人が、いわゆる経常研究と申しますか、自分のそれぞれの研究テーマについて使った金でございますが、そのほかに、特別の研究費といたしまして、共同研究をするための、いわゆる大型のプロジェクト研究をする金は、これはまた別に予算の措置を講じております。たとえば本年度の新規については、豚のウイルス・バクテリアウムの防除に関する研究でございますとか、あるいは肉用牛のヒロプラズマの予防に関する研究だとかいうふうなものは新規で出しておりますが、こういう大型研究費は大体三年ないし五年の継続で、大蔵省と話をいたしまして継続的につける。一年ごとに、来年度はもう一つつかないかわか

らないというふうな研究費では困りますので、その辺は大蔵省と実質的な話をいたしまして手当てをしいし、こういう状況でございます。

○柴田(健)委員 研究費も非常に多いとは思われないし、これは思い切った研究費をつけてやらないと十分でないと思ふので、今後十分配慮願いたいと思ふ。大臣にお尋ねしたいのですが、アジアにおける日本の家畜の防疫体制の協力関係というものは、日本は非常に任務が重いと思ふのですが、そういう面から言いますと、国際協力事業団というものが先般発足したわけですが、この中で、家畜の防疫体制についてどういう役割りを果たせるかということ、もうこの辺で協力事業団の方で研究をしいし、そういう推進力になっていくという役割りを持つべきではなからうかと思ふのですが、事業団に対してそういう任務を持たせていいのかわかるのか、大臣としての見解があれば聞かせていただきたいと思ふ。

○岡安政府委員 それでは私の方から従来の実績について先にお答えいたしますが、御指摘の東南アジア地域におきまして家畜衛生に関する技術協力につきましては、実は、従来から国際協力事業団で実施してきておるわけでございます。それはまず技術者の受け入れ研修でございます。大体、過去五年間の累計としまして、アジア地域から約五十名程度の人間を受け入れて研修をいたしておる。それから、日本からの専門家の個別派遣でございますが、これも過去東南アジア方面に對しまして約三十名程度の専門家を派遣いたしていただいております。今後とも、協力事業団の事業といたしましては、重要な事業の一つといたしまして、各国からの要請を踏まえて積極的にやりたいたいと思っております。

なお、ちよつとつけ加えておきますけれども、口蹄疫につきましては、タイ国の口蹄疫製造ワクチンの製造能力の拡大と診断能力の強化ということとを目的としまして、口蹄疫ワクチン製造センターというものをつくるべく、現在いろいろ調査を

いたしております。四十九年度までに大体実施設計等も終わりましたので、五十年年度以降、この建設に協力をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○安倍國務大臣 いま経済局長が御答弁申し上げましたように、国際協力事業団を通じて、技術者の受け入れ研修を初めとして協力を行っておるわけでございますが、こういう国際協力事業団を通ずる技術協力につきましては、相手国からいろいろと要請があるわけでございまして、今後ともこの要請も踏まえて積極的にこれを推進して行いたい、こういうふうにご考えておるわけでございします。

○柴田(健)委員 今度の法の改正は一部であります。家畜伝染病に対して、発生した場合には殺処分や焼却処分等いろいろあるわけですが、それをした場合に、農家の犠牲というものが非常に大きい。これに対する救済措置がいままでのとおりでは十分とは言えないという不満が農家にあるわけですが、共済制度の問題なり、助成措置なり、いろいろな融資措置なり、数多くあるわけですが、それらについても万全の処置を講ずべきではないかと思ひますが、それに対する考え方を聞かせていただきます。

○澤邊政府委員 共済問題につきましては経済局長の方からお答えいただきたいと思います。農家の負担に對しましては国の予算で種々援助をしておるわけでございます。また、家畜伝染病予防のための防疫員の旅費とか、あるいは獣医師の雇い上げ手当てとか、あるいは生物学的製剤その他の医薬品の一部に對して助成をいたしておるわけでございます。さらに、殺処分をした場合、あるいは死体、汚染物品等を埋却あるいは焼却処分にした場合等につきましては、手当金の一部につきまして国が負担をするというふうにいたしております。殺処分手当てにつきましては一応最高限度を決めまして、これは病気の種類によつて違ふわけでございますが、五分の四ないし三分の一の手当金を交付するということによりまして農家の負担を軽減する措置を講じておるわけでございます。

これらの、そのときどきの家畜の価格の推移等を見ながら是正すべきだというふうに考えておりますが、昭和四十六年に、前回の法改正の直後に最高限度額をきめておりますが、これも最近の情勢を見ますと、牛、馬、豚等につきましては、最高限度が実情に合わない点が若干ございます。これも早急に是正をするように現在検討を進めておるところでございます。

なお、畜産が発展を遂げてまいりまして規模が拡大を、また、全体の飼養頭数ももちろん拡大を、経営の形態も、企業的と言つて大げさな経営になつてきておりますので、今後の伝染病その他の疾病の予防、防遏のためには農家の自主的な防除努力といふものに期待をしたいという考えもございまして、数年前から、自主的な団体といたしまして、家畜畜産物衛生指導協会というものを各県ごとに設置いたしまして、国が、事業団からの助成及び注射をするための薬剤費あるいは技術料等の援助あるいは一般的な知識の普及、技術の普及を行つていただくための経費に對します援助等もやっておるわけでございます。これらも農家の負担を軽減するといふ面でも役立つおるわけでございします。このような自衛防疫体制の強化というものは今後さらに推進をする必要があるというふうに考えております。

以上申し上げた各種の手段を講じてまして、農家の負担を軽減する措置を講じているところでございます。

○岡安政府委員 家畜共済制度の運用でございしますけれども、この制度を円滑に運用するためには中心となりまして獣医師の待遇改善が図られなければならぬというところで、私も、最近、それらを重点的に対策を講じてきているつもりでございます。

なお、制度の面につきましては、なお改善を要する点があるというふうな団体等の要請もございします。現在、制度改正のための検討会を発足

させております。できるだけ早くその成果を得まして、法律改正をする点があれば法律改正として御提案を申し上げたい、かように考えております。

○柴田(健)委員 早急に改正をしてもらいたいという声があるわけですが、近いうちとして、それはいつごろですか。

○岡安政府委員 私どもの心づもりでございしますけれども、できればことしの十月ごろまでに結論を得まして、次の通常国会に御提案を申し上げます。というふうなつもりで準備をいたしております。

○柴田(健)委員 時間が余りないですから飛ばして申し上げますが、狂犬病の問題に關連をしまして私たちがいつも疑問を持つのは、犬は家畜かどうかという問題なんですが、厚生省と農林省の両方から、犬は家畜かどうか、説明を願ひたい。

○澤邊政府委員 家畜の概念をどういふふうに規定するかによつて、家畜に入つたり入らなかつたりするということかと思ひますけれども、狂犬病につきましても、これは主として人間が狂犬病に感染することを防止するという公衆衛生上の見地から、現在、狂犬病予防法その他の法律によりまして規制が行われておりますので、そういう面から現在在厚生省の所管になつて実施をされているわけでございします。

○岡部説明員 家畜の定義ということによつて犬が家畜になるかどうかということでございますが、人間が飼ひならしておることから見れば家畜と言へるのではなからうかと思ひます。

なお、狂犬病予防法は、いま農林省からもお答えがございましたように、狂犬病という疾病を予防するといふ立場から狂犬病予防法ができておりまして、その所管が厚生省になつておることであることでございます。

○柴田(健)委員 この問題はきょうは結論が出ぬと思ひますが、狂犬病ということになれば、人間だけを対象にして考えた場合、牛や馬や、そういふほかの動物を狂犬病を持つてゐる犬が噛んだ場合、これはどちらにしても基本は人間の生命に影響するということに關連をしてくるわけですが、

どうも厚生省だけで野犬狩りをさせているが、それなら、ノネズミはどちらが持つておるのですか。ノネズミは厚生省が持つておるのか、農林省が持つておるのか。

○滋谷委員長 吉崎環境整備課長、しつかり答えてくれよ。

○吉崎説明員 人の伝染病を媒介するおそれのあるものとして「風族・昆虫等の駆除」を市町村の事務として伝染病予防法で定められておるわけでございしますけれども、ただいまお尋ねのございましたネズミにつきましては、本邦で約十四種類と言われておりますが、この中で、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミが居住性がございまして、人の住むところに住んでおるということと、私どものほうではこの三種類を主たる対象にしておるわけでございします。したがひまして、私の方ではノネズミは直接的には対象にしておりません。

○澤邊政府委員 ただいま厚生省からも答弁ございましたが、ノネズミと言ひましても、山のノネズミはたしか林野庁関係で所管をしております。田畑におきましてのノネズミの駆除というのは、農作物の被害防止という意味では、農林省の、たしか農畜園芸局で所管をしておるわけでございします。

なお、この機会に、先ほど申し上げましたこととちよつと十分でなかつた点がありますので補足させていただきますと思ひますが、狂犬病につきましても、人の狂犬病につきましては厚生省所管でございします。家畜に對する狂犬病につきましては、これは犬は対象にしておりませんけれども、法定伝染病といふことで、家畜伝染病予防法の対象にして措置を講じております。

○柴田(健)委員 ネズミにも種類がございさんあるからわれわれも困るのですが、全国に百五十万頭くらい野犬がおると言われておる。ところが、犬でも家畜を食うわけですから、家畜に被害を与えるものについては農林省も少しは征伐する力がかしたらどうか。これは厚生省にみんを任したつ

て能率は上がらない。厚生省の職員はそういうものを主体にやるところではないということから考へたら、農林省も野犬狩にもう少し力をかけて、人間だけが対象でなしに、鶏でも何でも犬は食うわけですから、家畜に被害を与えるという立場から言つて、ネズミと同じように厚生省の分と農林省の分と犬でも分けたらどうか、こういう気がするのだからどうですか。

○澤邊政府委員 家畜伝染病の発生畜舎へ野犬が侵入するというようなことによりまして病原体が散逸するのを防止するというようなことについては必要な措置を講じておりますけれども、特に、これが伝染性疫病の蔓延の非常に大きな原因だということまでは、これまでの例では非常に少ないように思つております。

それから、野犬の捕獲につきましては狂犬病予防法の規定に基づいて措置されておるわけでありますが、所有者の判明しない疾病犬とか、あるいは負傷した犬とか、あるいは死体等の抑留、収容等につきましては、動物の保護及び管理に関する法律というものがございまして、その法律に基づきまして定められた引き取り施設等に収容することが動物保護法の見地からも当然のことだということに考へております。

なお、逃走犬といひますか、放し飼ひになつた犬あるいは遺棄された犬の取り扱いについては、遺失物というように、公共機関が一時収容等の措置をとることが行われておるわけですが、そういうような措置を畜産局のサイドでもお願いをしたいというように考へております。

○柴田(健)委員 この問題はいずれ論争するときがあると思ひますが、ダニや蚊やハエは厚生省の關係だ。ところが、蚊は日本脳炎を媒介する。これは豚にも感染する。豚がじつと血を吸つておると、その感染した豚に蚊がとつて、血を吸つて、今度は人間に媒介する。人間が日本脳炎になる。これは伝染病なんです。人間が日本脳炎になる。これは農林省で、蚊やハエやダニは厚生省だということになるのですが、この蚊やハエを退治する市町

村、県に対する交付税の財政措置はどういう形になつておるのか、それを厚生省から御説明願ひたいのと、その日本脳炎を媒介する豚に対する処置を農林省はどうするの、か、どういふ処置をとつておるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○吉崎説明員 御指摘がございましたように、地方交付税の対象とされております都道府県分につきましては、標準団体当たり、鼠族・昆虫駆除等の経費をいたしまして、本年度分をいたしまして二千四百五十四万五千円を計上しておりますところでございますが、これは前年度に比へますと二九％の増と相なつております。また、市町村分につきましては、鼠族・昆虫駆除費をいたしまして一千二百二十一万一千円を計上しておりますわけでございますが、これは同じく前年度に比較をいたしますと二四％の増と相なつております。

○澤邊政府委員 蚊の駆除等につきましては、伝染病が発生したような場合には、環境を浄化するという意味で消毒をするということをやつておりますので、その消毒に對しまして国が援助をするというやうなことは、伝染病予防法上の措置としてやつております。

なお、ダニのお尋ねもございましたけれども、ダニにつきましては現在やつておりますのは、牛の体に付着したダニの駆除につきましては、これも伝染病予防法に基づきまして、保健衛生所等の指導のもとに駆除を行つておりますし、また、最近、牛の放牧飼養の普及に伴つて問題になつておりますヒロプラズマ病を媒介する牧野ダニを駆除するためには、適切な農薬散布等の牧野衛生技術の向上を図る必要がありまして、これは現在家畜保健衛生所がその技術普及を図つておりますので、それに対しまして経費の補助をいたしておりますし、さらに、別途、牧野におきますダニ駆除に要する経費につきまして、業代そのものと、その散布代に對しましての助成も畜産局において実施をいたしてあります。

○柴田(健)委員 財政援助をしておると言ふけれども、それこそ蚊の鳴くほどしか出してない。

余り出さないから十分万全の処置をとれていない。駆除処理をやつていない。何年たつても同じことを繰り返してゐる。これは思ひ切つて財政措置をやつたらどうかという気がします。

大臣、こういう問題についてどうお考えを配つてもらいたいと思ふのですが、どうですか。

○安倍國務大臣 家畜の伝染病等によるこの種の疾病に對する対策につきましては、先ほどから局長がそれぞれお答えをいたしましたように、国としても、共済制度につきましてはさらにこれを改正するとか、あるいはまた殺処分に伴うところの手当につきまして、家畜の価格の変動に伴つてそれに対応するように手当等も検討していきたいと思ふわけでありまして、さらに、その他の自主的な防疫体制をつくつていくための助成措置等も講じておるわけでありまして、さらに、全般的に農家の負担を軽減するという立場から、融資等の面につきましても考へていかなければならぬと思ふわけでありまして、全体的に防疫体制を確立していく、農家の負担の軽減を図っていくということが今後の方向として大事なことであらうと考へておるわけでありまして、私にいたしまして、そういうあらゆる観点からこれらの防疫体制を推進して農家の負担軽減を図っていくというたてまに立つて、いろいろな面で予算措置等も順次講じてまいりたい、こういうふうに考へております。

○柴田(健)委員 時間が來ましたから終わります。が、家畜衛生に對してもう少し本気でやつてもらいたい。岡山県でも、昭和四十七年、四十八年、四十九年の三カ年にわたつて、牛の奇病や流産で約四千頭被害が出たのですが、この被害が出た農家の財政的な問題は大変なものです。みんな歯を食いしばつてしんぼうしてきたのですが、国が非常に冷たいという批判があるわけですから、家畜衛生に對しては万全の措置をとってもらいたい。これを付言して私の質問を終わります。

○澤邊政府委員 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について、若干の質問をしたいと思ひます。

まず、この法案は、改正をしようとするポイントについては至極當然のことであつて、特にこれに對して異議を言ふものではないわけでありまして、問題は、日本の農業の中で畜産の占める位置というものは非常に重要なものであり、特に動物性のたん白の供給源としての畜産の果たす役割りは大きい。したがつて、これに對する予防措置というものは万全を期さなければならぬ。そこで、先ほど質問がありましたけれども、日本の家畜伝染病の特徴は世界的に見て一体どのような位置にあるのか。こういう点について、どのように把握されているかということについて、まず質問いたします。

○澤邊政府委員 わが国の家畜伝染病の発生状況は、最近の農家におきます畜産衛生知識の向上、あるいは獣医技術の向上、防疫体制の整備等によりまして非常に少なくなつてきております。これは世界的に見ても、通常の家畜伝染病の発生数は急激に減つてきておる地域の一つになっております。

現在提案を申し上げております牛の結核病、ブルセラ病、あるいはまた今回の提案とは關係ございませんが、馬の伝染性貧血等につきましても、徹底した検査と淘汰によりまして現在非常に少なくなつてきておる。結核病につきましても、最近では年間百頭前後になつてきておりますし、ブルセラ病につきましてもは数頭というところまで急激に減つてきております。また、かつて非常に生じたました豚コレラと、それから鶏のニューカッスルでございますが、これも年々減少いたしております。一部予防接種を怠つておるやうな農家におきまして局地的な発生を見ておるやうなことでもございまして、最近、國際的に見ても非常に少なくなつてきておる國に属するやうなふうに見ております。

それから、もう一つ、海外において発生しております牛疫なり口蹄疫等、あるいはアフリカ豚コレラとかというやうないわゆる悪性伝染病も、わ

昭和五十年四月十六日

が国は清浄地域になっておりまして、中北米あるいはオーストラリア等と並んで非常に清浄な地域になっております。それだけに嚴重な輸入検査措置を講じておりまして、そのために、畜産物なりあるいは家畜の輸入が経済的に見れば支障を来しておるといふような意見も一部にないわけではございませんが、われわれといたしましては、清浄地域であるだけに、これらの悪性伝染病が一たん入りますと相当爆發的な蔓延をするおそれがあるといふことで、嚴重な規制を続けておるわけでございます。國際的に見ましても、いま申しましたように通常の畜産伝染病の発生は急速に減つており、かつ、悪性伝染病は発生しておらない清浄地域であるといふような位置にあると思ひます。

○竹内(猛)委員 國際的に見て、比較的病気の少ない、しかも余り汚れていない地域であるといふことはまことに結構だと思ふのですが、そういうような状況においても、日本の国の畜産の防疫体制はまだ不完全だと私は思ふけれども、農林省から見て、まだ十分だと思はれる点があるかどうか、その点はどうなのか。

○澤邊政府委員 わが国の畜産伝染病の防疫体制につきましては、畜産伝染病予防法という根拠法規に基づいて実施しておるわけでございますが、国内防疫につきましては、各都道府県に委任事務としておろして、家畜保健衛生所を第一線の行政機関といたしまして実施しておるところでございます。

農林省自体は、全体の基本方針を決めたり、防疫事業の指導を行うといふことでございまして、現在、家畜伝染病予防事業費といたしまして、五十年年度予算におきましては八億八千四百万円を計上しておるわけでございます。それらの予算の中で、各都道府県が行います家畜防疫事務に必要な防疫員の旅費とか、雇入獣医師手当とか、生物学的製剤等の購入費に対しまして都道府県に補助をする、それと同時に殺処分家畜に対します手当金を家畜の所有者に交付する、といふようなことをやつておるわけでございます。また、外国から

の伝染性疫病の侵入を防止するためには、全国の主要な空港に動物検査所を、これは一本所、五支所、十二出張所を設けておりますが、この機関を中心といたしまして家畜及び畜産物の検査をやつておる。このほか、動物用医薬品につきましても薬事法によりまして、製造、輸入、販売等について所要の規制を行つております。試験、研究調査あるいは一部の生物学的製剤の製造等を行いますために家畜衛生試験場を国が設置をするといふこと、あるいは医薬品の検査のために動物医薬品検査所を設置するといふようなことが現在のわが国におきます伝染病のおおむねの防疫体制の姿でございます。

これらで特に現在問題はないかといふ点のお尋ねでございますが、われわれといたしましては、一番問題だと思ひますのは、産業動物の獣医師が畜産の盛んな農村におきましても不足であり、しかも老齢化の現象を来しておるといふ点が今後の伝染病その他疫病の予防、蔓延防止のための衛生行政を進める上において一番問題ではないかといふように考えております。それらを考えまして、四十八年、四十九年の二カ年間にわたりまして、産業動物獣医師の総合対策につきまして研究会を持ちまして、専門家の御参集を得て種々研究をお願いいたしまして、ついせんだつてその研究報告が出ておるわけでございます。これらの対策を今後徐々に実行に移していきたいと思ひますが、五十年年度では、その報告、結論の一部を予算化する

ことを考えまして、無獣医地区に対してモデル的に獣医師を誘致し、定着化を図るために診療施設あるいは住居等に対して国が補助をするといふモデル事業として、全国で四カ所ばかり実施することになりましておりますが、そのように、畜産振興上特に問題になりますのは、産業動物関係の農村在住の獣医師が不足をし、かつ老齢化しておるといふ点を一番心配をしておるわけでございます。

なお、獣医技術の進歩、家畜の医療に対します要請等から見まして、獣医技術者の技術水準を高めるべく、数々の問題とあわせて質の問題として大事な問題であらうといふことで、これらは文部省とも協議をいたしまして、現在の四年制大学を六年制大学に教育期間を延長するといふようなことが一つ懸案になっております。それら獣医師の質量両面におきまして、現在正すべき問題が出ておるといふ点が一番大きな問題ではないかと思つております。

○竹内(猛)委員 いま局長もかなり問題点に触れたと思つたのですが、現在、五十年の四月一日で、四十七の都道府県で、市が六百四十三、町が千九百七十四、村が六百四十で、合計三千二百五十七の行政区がある。これは合併前にすれば一万二千を越えるくらい旧町村があつたはずですが、こういうような広い地域があるのに、實際は家畜保健衛生所が合併をして二百二、家畜防疫員が七千四百三十九人、獣医師の数が二万一千九百二十九人、そのうち、いま話のあつた産業動物の関係獣医師が五千七十四人、こういうふうに見てくると、保健衛生所が合併したといふことはどういふ意味を持つのか。私の地域にも何か所かあつたものを一カ所に集めておるわけですが、そういうことと、それから獣医師が非常に足りない。こういう形になつておるがその点は非常に問題ではないかと思ふのです。資料によつても、特に、豚に六千頭の豚が、現在では八百萬頭にあつておるし、牛にしても、三百七十七萬頭が三百六十五萬頭にあつて、それから鶏にしても、八千八百萬羽から一億二千萬羽にあつておる。プロイラーにしても約七倍のふえ方である。要するに、対象になる家畜は恐ろしくふえておるのに、保健衛生所や獣医、あるいはそれに従ふところの防疫員といふものはふえない。ここに問題がある。こういう点について

もつともつと考える余地があるのじやないかと考へるわけですが、こゝろは政府としてどういふように考へておられるのか。

○澤邊政府委員 基本法制定以来、畜産が、選択的拡大部門といふことで、飼養頭数におきまして

も規模においても急速に伸展を示したわけでございます。それらの増大、伸展に即応しまして、疾病の発生も多様化するといひますか、それから飼養戸数はそんなにふえておりませんけれども、大規模な飼養形態がふえておりますので、一たん発生をいたしますと集団的に発生をするおそれがあるといふようなことに対応いたしまして、予算、機構、人員の面におきまして、できるだけ強化充実を図るよう努力をしておるわけでございます。

その一環といたしまして、家畜保健衛生所の整備につきましては、昭和四十二年から七カ年計画で、五百八十数カ所ございましたのを二百二カ所に統合整備をしたわけでございます。これは要請されまは技術水準が非常に高まつておるといふこと、あるいは町村合併なり農協の合併等の地域の事情あるいは交通条件もだんだん改善されてきておるといふようなことを勘案いたしまして、技術水準の高い、施設のりっぱな保健衛生所にしていくためには、広域統合をすることによりまして、人員をある程度集中し、施設も充実するといふことが望ましいといふ判断に基づいてやつておるわけでございます。

これらの結果、伝染病等の発生状況は、先ほども柴田先生にお答えいたしましたように、最近急激に減少しておるにいかかわらず、発生数は非常に減つてきておる。この意味では、わが国の家畜衛生事情は相当大幅に改善されてきておると言つていいのではないかとおもうわけであり

ます。

なお、予算面で見ますと、頭羽数の伸びに比べてまして予算の伸びはそこまでいっておらないといふ点は、あるいは御指摘のとおりであらうかと思ひますが、実績はかなり上がつてきておるのではないかとおもうに思ひますが、なお、今後の国際交流がふえてくるのか、あるいは規模が拡大するといふようなことに伴ひまして、伝染病の発生す

る

る

るおそれは従来以上にふえてきておりますので、今後とも、予算、施設、人員等もできるだけ強化をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○竹内(登)委員 いまの問題も含めて、これから質問することに対して大臣の答弁も求めたいわけですが、確かに、いま言われたように、家畜保健衛生所を統合して、それはある意味ではそこへ集中したかもしれないけれども、しかし、山村地帯などに行くと大変これは迷惑なことで、できるだけ近くにそういうものがあつてほしいという要求がある。ともかく、一万二千を超える旧町村があつて、それを今度は三千二百段階に合併をした。確かに行政は合併をされたけれども、地域が存在は変わつてゐるわけじゃない。しかも、そこに家畜は多くふえてきてゐるわけですから、そういうようなことで近くにそういう診療所があつてほしいということは、一般の人間の病気を担当する医者についても無医地区をなくするということが言われているように、獣医だつて同じことなんです。その二万一千九百二十九人の獣医師のうち、現在の産業動物の対象になる獣医の配分を見ると、個人開業が二千九百人、農業共済組合職員が千五百四十人、それから乳業会社等の民間会社職員が四百四十七人、市町村の職員が三百四十九人、農協の職員が六百五十九人という、こういう形でまわつて乏しい配置だと思ふのです。この市町村に三百四十九人なんというのは、十の市町村に対して一人という形になつてゐる。農協にたつてそうでしょう。こういうような状態で万全だということでは言へない。こゝろあたりを直さなければどうにもならないと思ふのです。

一般の町の開業医などは、われわれの市なんかで税金の申告をする場合には、十番目の中で五人ぐらゐは内科とか外科とか、そういう者が多額収入者になつて申告をしてゐます。獣医師でそういうようなランクに入る者はほとんどない。仕事がいみで汚い仕事で容易でないということからして、獣医になる人がなかなかないという傾向もある

だろう。したがつて、数が少なくて年齢が高齢化して行動力が鈍るということもある。もつと若い獣医を農林省は計画的に育成する必要がある。そのためにはいろいろな奨励措置もしていかなければならないと思ふけれども、何となくとて獣医師を確保するという点に對する努力というもののは考えられていないかどうか。こういうものがなかつたら、これは片手落ちになるだらうと思ふ。一方においては、畜産を振興しろ、金も貸します、いろいろなこともしますと言つてゐるが、しかしながら、病氣になつた場合には恐ろしく苦勞しなければならぬ。この点の矛盾を解消するためにはもつと努力する必要がある。その芽は見られるけれども、さらにさらにそれはデンボが遅いと思ふのです。そういう点で、この辺は大臣から答弁してもらわなくては困る。

【委員長退席、坂村委員代理着席】

○安倍國務大臣 先ほど局長が答弁をいたしたように、わが国における家畜伝染病の発生状況は諸外国に比較して低い。ということは、わが国における防疫体制が整備されておることでもあると思ふわけですが、しかし、家畜伝染病が発生すれば、これによつて畜産の振興にも大きな支障を来たすわけでございますし、農家の負担もまた大きくなつてくる、農家の被害もまた大きくなつてくるということでございます。先ほどからお話しのうちに、これからは産業動物は増加していくわけでございますので、われわれとしてもさらに防疫体制を強化整備していくことは当然なことであらうと思ふわけでございます。そういう意味におきまして、研究体制等を改善強化していくことはもちろんでございますし、先ほどからもお話しがありましたやうな、農家の負担を軽減するためのいわゆる手当て等につきましても改善を加へ、改定を行つていかなければならぬし、あるいはまた共済制度も充実をしていくということも行つていかなければならぬし、あわせて、いまお話しのように獣医師が全国的に不足をしており、無獣医師地帯も存在をするわけ

でございます。これが防疫体制を推進していく場合において非常に大きな阻害要因になるわけでございますから、やはり、獣医師をふやしていき、無獣医師地帯を解消していくというところにつきましては今後大きく進めていくための努力を加へていかなければならぬ、そのためには、獣医師に対する待遇の改善であるとか、あるいはその他いろいろの獣医師をふやすための努力を今後とも国としては積極的に推進をしていきたい、私はそういうふうな考へておるわけでありまして、モデル地区等もつくりまして無獣医師地帯の解消等にも努力をしておりまして、さらにこれは今後とも積極的に進めてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○竹内(登)委員 農林省が若干の努力をしてゐることは今度予算の中でも認められるわけですが、けれども、それは現状の進展の度合いから見ると遅いということなんです。答弁はできても中身は伴つていないということだから、中身が伴うようにしてもらいたいということ、これを強く要請せざるを得ない。というのは、この十年間に獣医は七百五十三人も減つてゐる、年齢は高齢化してゐる、若い人たちが余り希望しないという、この状況を克服しなければならぬ、それから無獣医師地帯を解消していくという努力がもう少し計画的にやられる必要があるから、これはぜひやつてほしいということをもつて要請します。

続いて、自衛防疫体制というのに関して、やはりこれは問題があります。四十六年の法改正で四十七年から各都道府県単位に農業団体も会員となつて、家畜畜産物衛生指導協会というものができた。実は、私は、やうべ選挙区のある町に行つて、この担当者から聞いたんです。この問題についてどうだと聞いたところが、それはまさに青年ですが、それから話があらましたが、確かに、多くのいろいろな病氣に対して県なり何なりが指導をしてきていますし、団体も入つてきてゐるけれども、非常に数が少なく、二、三人の人間で運営されてゐる。ともかく形はできてゐるけれども、

規模が小さくて事業内容も充実していない、そういう意味で財政的にも乏しい。したがつて、骨はあるけれども、結局財政が伴わないから、注射とか薬とかいろいろなものをその団体が一手に集めてきて、そこで利益を得てゐる。これは、かつては全購連におけるところのマレック病で何人かの人が自殺をするというような問題まで起こつたほどの問題も発生した事件もある。ああいうようなことが起こらないとも限らない。だから、この問題に関しては、自衛防疫体制というのに対しては国がもつとつとつかりした方針を立てなければいけないんじゃないかというふうに考へるわけですね。だから、いまこゝで改正をしようとする問題点並びにいまやうとしてゐること自体は別に問題はないことだし、結構なことだと思ふけれども、その中身あるいはその体制、これは主として予算の問題もあるでしょうし、人員の問題もあるでしょうが、そういう点について十分だから、これはもつとつと強化をせよといふと、こういうことを要望したり質問したりするわけですが、この辺も局長と大臣から答弁してもらいたい。

○澤邊政府委員 家畜防疫の充実を図りますためには、第一線の行政機関でございます家畜保健衛生所の整備を図り、そして専門職員の数をふやすということとあわせて、施設、機械器具等の充実を図りますと同時に、先ほどお尋ねがございましたやうに、一般の獣医師が農村部で不足しているのを、いかにこれを定着化させ誘致していくかということが第二に必要でありますと同時に、第三には、いまお尋ねの自衛防疫体制をいかにしてしっかりしたものをつくりていくかということが必要になるわけでございます。畜産の経営が拡充をいたしました飼養頭数もふえてくることになりまして、やはり行政機関だけでは対応できませんので、自主的ないわゆる自衛防疫体制というものを充実する。もちろんこれは自主的としながらも、国もしかるべき援助をしていくという

的に、ほとんど各県に設立を終わって、これも法人化した段階でございます。しかし、中身につきましては、御指摘がございましたように、人員におきましても事業内容につきましてもまだまだでございまして、ようやく全国的に設立が終わった段階でございまして、今度はその内容を充実していくことにつきまして、従来以上に財政的な援助の面につきましても配慮をしていきたいというように考えております。

○安倍国務大臣　自主的ないわゆる防疫体制をつくっていくために各県で体制がとられておるわけでございまして、これに対しては国からも助成をいたして今日に来ておるわけでございますが、いま御指摘もありますように、その自主防疫のあり方につきましては改善を加える余地もずいぶんあるのじゃないか、さらに、また、国としてのこれに対する協力の面についても、今後ともさらにこれを強化していく必要があるのではないかということについては私も全く同感でございまして、この点につきましては防疫体制の非常に重要な一環でございまして、ひとつ積極的に今後とも財政措置等について強化するように努力をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○竹内猛）委員　時間が参りましたのであと一問だけ質問して終わりますが、最後の問題ですが、これも法改正の問題で、病気にかかった家畜が死んだ場合、これは殺さなければなりません、これらの補償の問題です。手当金について、できるだけ最高の実勢価格によつてこれに対する補償をしてほしいということを私は要望したいわけですねこれは参議院の方でも議論をしてそういう要望があつたと思いますけれども、こういう点についてお答えをいただきたいし、参議院の方はそういう要望をしていますが、ぜひこれに沿つて処置をし

ていただきたい。この点についてはどうですか。

○澤邊政府委員　殺処分当の最高限度額は、考
え方といたしましては、「標準的な資質を有する
家畜の売買取引において通常成立すると認められ
る取引価格を下らない範囲内」で定めるといふこ
とになっておりまして、現行の最高限度は、昭和
四十六年度の前回の法改正時に、一般の取引価格
を基礎といたしまして、あわせて当時の殺処分家
畜の評価額も勘案いたしまして、それらの大部分
がカバーできるような額として家畜ごとに政令で
定めたものでございます。牛につきましては二十
六万円とか、馬については五十九万円とか、それ
ぞれ決めておるわけでございます。しかしながら
最近におきます殺処分した家畜の評価額は、鶏と

か七面鳥とかウズラとかいうようなものにつきま
しては、大部分のものが現行の最高限度の範囲内
にございまして、一般の取引価格も大体その範囲
内にとどまっておりますけれども、牛、馬、豚に
ついては、その評価額が最高限度を超えるものも
見られます。また、家畜の一般の取引価格も、政
令を定めました昭和四十六年当時比べますとかな
り上昇しております。このようなために、この
防疫措置を円滑に進めるためには殺処分というこ
とをやらなければいかぬわけでありますので、円
滑に進めるためにも、牛、馬、豚につきましては
最近の一般の取引価格、最近の殺処分家畜の評価
額等を考慮いたしまして、実情に合うように改定
して、引き上げるように検討を進めておりますの
で、ぜひ実現をさせたいと思っております。

○竹内(猛)委員　これで終わりますが、この問題は法律改正自体には余り問題はありませんけれども、それを取り扱う中において、先ほどから言っているように農家が安心できるようにするということと、もう一つは、家畜保健衛生所についても、獣医についても、あるいは防疫の自主体制についても、財政的にもっといろいろな指導と援助が必要ならばこれはうまくいかないと思うので、これを強化してもらうということを要望して終わります。

○坂村委員長代理 津川武一君。

○津川委員 今度の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案については、私たちが賛成して、これの実施に遺憾ないようにしたいと思うわけであります。

そこで、豚の水疱病が一昨年に起きたのですが、そのときの疫学的な状況について、これはどこから来たのか、そしてそれは日本の国内に残っていないのかということ、そこいらあたりをまず説明をしていただきたいと思います。

実はあのときに、これはどこから来たのかということについて、その原因を徹底的に調べて、それに対する対策が明らかにならなければならなかったのだと私は思うわけですが、何か中途半端になつてゐるようですが、ここいらあたりを説明してほしいと思います。

○澤邊政府委員　前回の発生は、四十八年の十一月二十四日に茨城県の総和町というところ、十一月二十七日に神奈川県の大磯町、それから少し飛びまして十二月十日に愛知県の豊橋市において発生をしたわけでございますが、十二月十四日以降は発生を見なかった、その間におきまして、三県での発生は合計十五戸、五百八十頭、ということになっております。

これらの発生に対処いたしましたし、家畜伝染病予防法六十二条を適用いたしまして、法定伝染病に準ずる疾病として指定をする政令を定めまして、移動禁止だとか消毒だとか殺処分だとかいうような徹底的な防疫措置を行いました、その後発生を見なかったわけでございます。

さらに、四十九年の三月と八月に、二回にわたりまして、全国的に本病の浸潤調査、血清調査を行いました。抗体が発生しているかどうかということを見るわけでございますが、その結果血清中に全然抗体が見られなかったということで、本病は終息をし、いわゆる常在化、常にいるというよきなことにはなつておらないというふうに判断されましたので、四十九年の十一月二十一日に政令で廃止したというところでございます。

その発生要因といいますが、感染経路につきま

しては、当時、現地の家畜保健衛生所と、それから家畜衛生試験場と、それから民間の機関等の協力も得まして、発生したところの農家の豚の飼養状況と、それから導入状況、どこから素豚を入れたのかということ、それからそういう病豚の発生状況、それから給与した飼料をどこから買ったのか、特に厨芥等はどこから入手したのか、あるいは関係した家畜商がどのような出入りをしたのかというような、いわゆる疫学的な調査も行いまして感染経路を追及したわけでございますが、茨城県と愛知県の発生は、神奈川県に随伴してそこから感染したのではないかとというように見られるような結論を得ましたけれども、しからは、もとになる神奈川県への侵入経路はどうであったかということとは、種々調べましたけれども、残念ながら断定するところまでいかなかった。それまで発生したことはないわけでございますので、おそらく海外から何らかの形で入ったのではないかと、という推定はされますけれども、どういう経路でいつ入ってきたかということとは残念ながら明らかになし得なかった事情がございます。

○津川委員　そこで、一昨年の神奈川の発生が一つの根源らしかったということだが、ことしの発生と一昨年の発生は関係あるのかどうか。血清を調べたらなかったということだから関係がないようにも聞こえますが、その点の検討ができていますか。それから、ことしの発生根源がどこにあるのか、これをどういうふうに調べてあるのか、今後ともまた血清の検査をして調べると必要があると思うのですが、そのつもりがあるのか。

たとえばリンゴの黒星病ですが、これが出たときに、徹底的に原因を追及して根本対策を立てななかつたために私たちの日本に入っちゃった。そして定着しちゃった。今度の水胞病が定着することであつてはいけなない。せっかく法律まで改正するんだから、今度こそ徹底的に調べて、原因、根源を明らかに突きとめなければまた出るということも考えられますので、いまの追及の現状がどうう

防衛生コンサルタントの相談をかなりしておる

これに對して報酬が一つも払われていない。ペイされていない。ここらに問題が出てきます。

まず、この四点だけを聞かせていただきます。

○澤邊政府委員 お尋ねがございましたように、農村部で産業動物関係の獣医師が特に不足を来たしておるわけですが、これは全国的に見られるわけでございます。反面、都市におきましてはむしろ獣医師が多過ぎるという意味での過密の問題が出ておりますけれども、畜産政策上重要な産業動物関係の獣医師は全国的に非常に不足しておるわけでございます。不足しておる町村は、われわれの調査では二百六十四町村であります。これは畜産に全く関係のない町村を除いて、畜産に関係がある現在不足しておるといふのが二百六十四町村というふうな把握をしておりますが、そのうちで獣医師が一人もいないという無獣医師町村が四十七市町村あるわけでございます。これは特別なところでございまして、一般的に獣医師が不足しております。

しかも、また、反面、老齢化が進んでおって、若い人が新たに産業動物用の獣医師になりたがらないという点があるわけでございます。最近の獣医師関係の大学の卒業生等を見ても、飼料会社とか、食肉会社とか、乳業会社とか、そういう企業関係に入る人あるいは研究所等に入る者の待遇は他と比べてそう遜色はないと思っております。産業動物関係の診療に直接当たる共済組合なり、農協なり、市町村というところへ就職する者の給与は一般に比べますと見劣りがするというこのために、そういう待遇上の不利益というこのために、卒業生が新たに産業動物関係の農村在住の獣医師になりたがらないという点がありまして、これは今後畜産を進める上に非常に重要な影響がございまして、われわれとしても、何とかこれを解決すべきではないかというふうに考えるわけでございます。

そこで、その対策といたしましてはいろいろございまして、一つは、無獣医師地区等の獣医師の誘致定着化をはかるために、まず、四十七の

現在の無獣医師である市町村に獣医師に来てもらうというのが先決でございますので、診療施設あるいは診療車とか住宅を含めまして、それらの施設に對しまして国が援助をするということによりまして、給与等につきましてはやはり地元で負担をしていただくほかはないと思っております。施設面につきまして整備をしてそこに獣医師を誘致するというようなことを、モデル的な事業として、五十年から、わずか四カ所でございますけれども着手をしたわけでございまして、今後この成果を見ながら拡充をしていきたいというふうに考えております。

それから、さらに、家畜共済診療点数表の技術料を引き上げることが診療報酬の改善を図るために必要だと思っておりますので、今年度は七五％の引き上げを行っております。また、共済組合なり農協等を含めまして、開業獣医師等も含めまして、民間の獣医師を雇い上げて伝染病の予防対策をやっておりますので、それらの雇い上げ手当を引き上げるといふことも待遇改善の一つだと思っておりますので、前年度の四千五百円から五千九百五十円という三三％余りの引き上げをこし行つたわけでございます。

これらの対策で十分だとは思いませんけれども、今後ともこれらの対策を一層充実することによりまして、農村部におきまして獣医師の定着、不足解消ということには努力をしていきたいと思っております。

二カ年間、産業動物獣医師総合対策検討会というものを設置いたしまして、報告もいただいておりますが、五十年年度予算にはその報告がまだ全面的に間に合いませんので、それを受けて全面的に予算を組んだというところまで参らなくて一部にとどまりましたけれども、今後、その報告の方向に沿ひまして、ただいま申し上げたような点につきましてさらに拡充をしていくことによりまして定着化を図りたいというふうに考えております。

そこで、二番目にお尋ねになりましたことにつ

いて、あるいは問題を私は十分理解しておらないかもしれませんが、生活条件という問題については、単なる報酬のほかに農村部に獣医師が集まらないという問題でもございまして、これは子弟の教育とかいう点でも申し上げれば、確かに農村部は都市部に比べて生活上の不便がありますので、そういう面からも、単なる報酬だけではなくて、不利益のために集まらないという面もございまして、これらの問題につきましても、将来の問題として検討してみたいというふうに思っています。

三番目の診療報酬につきましても、先ほど、共済の技術料の引き上げについて一部配慮をしておるという点でお答えしたところでございます。

それから、予防衛生のコンサルタントの問題につきましても、現在共済事業でやっております乳房炎の予防につきましても、これに對しましては、共済として援助をしておると思っておりますが、いづれにいたしましても十分な措置ではないと思っておりますので、御趣旨の線に沿つて今後検討してできるところから実施してまいりたいと思っております。

○津川委員 農林大臣、皆さんのところの産業動物獣医師総合対策検討会報告書というものが二の二十日に出しておりますが、これを見ますと、農村獣医師の不足対策として、「農村獣医師の地位、所得等の向上についての当面の対策」とか、「獣医師教育制度の改善」とか、「獣医師需要の見直し」とか、また、「都市獣医師の過密対策」とかいふいろいろなことが出ておりますが、かなり積極的な対策ですが、人間の場合だと無医村、過疎対策はかなりの大きな世論になっておるけれども、産業動物の場合には世論が必ずしも出ていない。厚生省あたりは過疎対策に特別な立法まで考へていま準備しておるが、この点で農林大臣は特別に対策を立てなければならぬと私は思ふわけでありまして、農林大臣、この点はいかがでございますか。

(坂村委員長代理退席、委員長着席)

○安倍國務大臣 獣医師対策といいますが、無獣医師地区の解消は、これからの家畜疫病を防疫する上からいきましても非常に焦眉の急であると考え

ておるわけでございます。そういう面では、いま御指摘のありましたように、農林省としても検討会をつくらせて報告書も作成いたしておるわけでございますが、この検討会の結果に基づきまして、先ほども局長も答弁いたしましたように具体的にも一部進んでおりますが、これらの問題点は五十一年度から具体化する方向で積極的に進めてまいりたいと考えております。

○津川委員 農業基本法とも関係してきますが、畜産の飼養頭数が、基本法の出た昭和三十六年に比べていま三倍、四倍近くなっているわけですから、家畜衛生施設における獣医師の数が一〇九％だ。こういう点もかなり考えていくことが必要だと私は思います。

そこで、教育の問題ですが、医学ですと教養課程が二年、本當の専門課程が四年、これでお医者さんができます。獣医師課程の場合は四年制大学ですが、ところが、医学の場合は対象が人間が一つですけれども、獣医師の場合は対象が人間、四つ足から鳥までかなり多くのものがあります。そこで、獣医師教育に對してもう一度教育のあり方を検討していかなければならぬ。六年にするといういろいろな意見が出ておるが、ここらに検討がどうなっているか。六年にして、今度は応募する人がなければ、これはまた逆な形にもなりますので、この点について農林省はどう検討しているか、また、文部省もどう検討しているか、これが一つ。

第二番目には、いまの獣医学にしても、医学にしても、非常に進歩が早い。したがって卒業後の教育が非常に大事になってまいりますが、卒業後の教育をどうするかという研究をもつと進めなければならぬ。皆さんのところの前衛生課長の信藤謙蔵さんの著書によりますと、農林省の行う家畜衛生講習会では年間四百名程度が限度で、衛生所の職員だけでも五年に一度しか受講の機会がない。家畜防疫員七千名を対象にすれば十七年に一回しか教育、講習できない」と書いています。これは家畜の三四〇％に對して獣医師が一〇九％、これはさつき答弁いたしましたからいいですが、今度は

卒業後の教育ですね。講習、研修、海外派遣なんかもいろいろ話に出ていましたが、この対策が必要だと思ひます。したがって、獣医学教育のあり方と卒業後の教育講習、この二つをうんと進めなければいかぬと思ひますが、いかがでございますか。

○澤邊政府委員 いまの畜産振興とそれから公衆衛生の向上という点から、獣医師が非常に重要な役割りを果たしておられるわけでございます。最近におきます畜産の発展あるいは公衆衛生に對します国民的な関心の高まり等からいたしますと、獣医技術に對しましてさらに一層水準を高めていくということの必要性が出てまいっております。そのようにわれわれも見ておるわけでございます。そのような社会的な要請にこたえまして、現在の獣医師の養成機関であります四年制の大学につきましては、専門的な獣医技術の教育のためには短か過ぎるのではないかと、六年制に移行すべきではないかということは、われわれといたしまして、望ましい、必要であるというように考えておりまして、文部省とも協議しながら、その方向に進めていただくようお願いをしておるわけでございます。

文部省におきましては、今年度調査費を組んでおりまして、この問題につきましても調査検討を深めまして、結論が出ますればできるだけ早い機会に六年制に移行したいというような意向が強いように伺っておりますので、農林省といたしまして、そのような方向で推進されるよう要請をしておまいりたいと思っております。

それに伴ひまして、六年制の教育に移行しますれば、現行の獣医師制度につきましても種々検討すべき点がございます。例を申し上げれば、獣医師国家試験の内容につきましても水準を高めなければいけないというやうなこと、あるいは、六年制の大学を出た程度の高い獣医師が今後新しく職場に入ってくるということになりますと、従来の獣医師との格差の問題が出ますので、それらの従来の四年制大学を出た方々の技術水準を新しい六年制の大学を卒業した獣医師に遜色のないよう

に高めていくための再教育といひますか、そういうことをやる必要がありまします。また、六年制大学を出た方だけですべてをやるといふわけにいきませんので、そうなれば、補助員のような制度といひますか、そういうやうな仕組みも場合によつては考えなければいけないのではないかと、いろいろな種々の問題が出てまいりますので、六年制への移行について文部省のサイドで検討が本格的に進められるのに對ししながら、獣医師制度のあり方について農林省サイドで検討を進める必要があるというところで、五十年年度予算にも若干の検討費を計上しておりますので、関係の学識経験者等のお集まりをいただきまして、文部省と並行して検討を進めてまいりたいというように考えております。

○津川委員 これで終わりますが、獣医師たちは自分でも勉強しているが、しかし、政府の方で手を引く張つてやることも非常に大事だと思ふので、この獣医師さんの研修、講習、卒業後の教育にかなり重点を指向すべきだと思ふのですが、大臣、おやりになりますか。

○安倍國務大臣 獣医師の社会的な重要性というものも十分考慮して、いま局長も答弁いたしましたように、教育年限について、四年制は六年制に移行すべきであるというやうな考えも私も持つておるわけですが、これは文部省でいま検討を進められておるわけであります。これは農林省としても十分文部省とも協議をしておるやうな方向で進められるべきである、こういうやうに思ふわけでございますが、さらに、先ほどお話しがありました卒業後の研修あるいは講座という点については、国としての、農林省としての協力につきましては、今後十分留意してまいりたいと思ひます。

○津川委員 終わります。

○滋谷委員 農林省の畜産伝染病予防法の一部を改正する法律案について、農林大臣並びに農林省当局に質問いたします。

まず、本法の提案に当たりまして、第二条第一

項、第十七条第一項、第二十一條第一項関係で、豚の水胞病關係を追加することになっております。二つには、牛のブルセラ病及び結核病に係る検査体制を合理化するために、第三十一條第一項關係が改正する要点であります。これについて政府の提案の内容を簡潔に農林大臣からお答えいただけますか。

○安倍國務大臣 最近における家畜の伝染性疾病の発生状況等にかんがみまして、豚水胞病を家畜伝染病に追加するとともに、その患者及び疑病患者を殺処分命令及び死体の焼却等の義務の対象として追加すること、さらに、牛のブルセラ病及び結核病の蔓延防止のために実施している検査制度の合理化を図ること、これが今回の法改正の趣旨でございます。

○津野委員 次に、農林大臣にお伺いしますが、三月二十三日に発見されたものであります。東京都西多摩郡羽村町において、農家一戸で、二百七十七頭飼養中六十九頭が豚の水胞病にかつたというところで、発病豚全部に對して殺処分が行われておりますが、この概要と、どういふ対策をとられたかという点についてお答えをいただきたい。

○澤邊政府委員 去る三月末に再度発生いたしました豚の水胞病の発生経過及びそれに伴ひます緊急措置についてお答えをしたいと思います。

三月二十三日の夜に、東京都の西多摩郡羽村町の一養豚農家の飼養豚の一部に、食欲不振と、それから鼻端、蹄部に水胞、痲皮——これはかさぶたであります。そのやうな現象が出現する疾病のあることが東京都の家畜保健衛生所に届けられました。翌日の朝、同保健衛生所が現地調査を実施いたしました結果、症状が口蹄疫、豚水胞病に類似しておりましたため、農林省の家畜衛生試験場へ病性鑑定を依頼いたしました。同時に、東京都は、農林省の指示に基づきまして、その養豚農家の自主的な隔離——法に基づきする自主的な隔離、消毒の実施、それから飼養豚の検診、周辺畜産農家への——これは豚と牛と両方でございますが、周辺の畜産農家への立入検査などの緊急防疫

措置を法に基づかずして事実上やつたわけであり

ます。

一方、家畜衛生試験場による現地調査及び実験室内の検査の結果、三月二十四日に、口蹄疫ではないということ、口蹄疫は否定されましたが、その後種々検査をいたしました結果、三月二十九日に至り、抗体及びウイルスの分離検査の成績から豚水胞病と診断されたわけでございます。

農林省といたしましては、診断が下されました三月二十九日に、各都道府県、国内関係諸機関、及びOIEという国際獣疫事務局というものがございまして、そういう国際機関に對しましても発生を通報するとともに、家畜伝染病予防法による本病の蔓延防止措置を講ずる必要がありますため、本病を家畜伝染病第六十二條の疾病として政令で指定する手続を急ぎまして、この政令は四月四日に公布され、翌日四月五日から施行をされました。

また、これと並行いたしました、本病の侵入経路を明らかにする必要がありますので、当該発生農家の飼養豚の購入先——これは高崎の家畜市場でございますが、この購入先における異常豚の有無、それから飼料等の利用状況とその仕入れのルード、それから出荷豚との関係あるいは海外への関係者の旅行の有無といったことにつきまして調査を進めておるやうなところでございますが、現在までのところ、どのような感染経路を通じて侵入したかということの明らかなる段階には至っておりませんので、現在なお血清調査あるいは全国的な発生調査を行うことによりまして、できるだけ感染ルートを究明したいということで努力をしておるやうなところでございます。

○津野委員 この豚水胞病に對する感染ルートがまだはつきりしておらぬやうですが、これは大変な問題であります。過日この問題が発生するや、農林省当局から緊急に電話がありまして、政令の発令など対策をとられたわけですが、前回もこのルートがはつきりしていないままでございます。先ほどからるる答弁がありましたように、感染ル

トについての媒体はどうであるかということの調査と感染経路について早急に検討しておられると思うが、農家が安心してできるように調査を進めていただくように強く大臣にもお願いをしておく次第であります。

そこで、時間の制約があるので、はしょって質問してまいります。この水泡病に対しては世界的にも治療法がないわけでごさいます。発病したと殺処分方式による以外にないというのが現状でごさいます。今回もそのような処分がなされたわけでごさいます。これは焦眉の急務だと思われ、これに対してはどういうふうな対策をとっておられるか、その辺の見通しをお答えいただきたい。

○澤邊政府委員 予防ワクチンの開発が、本病を予防するの、あるいは蔓延を防止するのに大きな決め手になると思っております。現在、農林省の家畜衛生試験場におきまして、予防ワクチンの開発につきまして研究を進めておるところでござい、短時間にワクチンが開発できるといふことはなかなかむずかしいように聞いております。

○瀬野委員 農林大臣、この問題については、今後ともこの病気が発生するかわかりませんが、予防ワクチンの開発については大臣も十分留意していただきたいと思うが、御見解はいかがでございますか。

○安倍国務大臣 予防ワクチンの研究は進めておりますが、これは一日も早く成功するように、今後とも農林省としても力を尽くしてまいりたい、こういうふうな思っております。

○瀬野委員 次に、自衛防疫体制の問題についてお尋ねいたしますけれども、昭和四十一年から四十三三年にかけての豚コレラ及びニューカッスル病の大発生に際し、わが国においても自衛防疫体制がとられることになったわけでありまして、昭和四十二年以降、国の予算措置をもつて豚コレラ及びニューカッスル病の予防注射を促進するために、ワクチン購入費に対して助成措置が講ぜられたこ

とも御承知のとおりであります。たしか、四十六年の大改正で、新たに、自衛防疫の推進とこれに対する国及び地方公共団体の助成に関する規定が第六十二条の二に設けられました。この規定に基づいて、昭和四十七年以降、各都道府県単位に、都道府県、市町村、農業団体等を会員とする家畜畜産物衛生指導協会が設置されております。ところが、この家畜畜産物衛生指導協会が現在二人ないし三人程度の職員で運営されておるといったことで弱体でございます。今回は東京西多摩郡羽村町の一家所であったわけでありまして、これらが仮に各地に発生したとなれば大変な混乱が起きるのではないかと懸念をしております。現在、家畜畜産物衛生指導協会が二、三人程度で何ができるかと言いたいわけでは、現在の仕事は、ほとんどと言つていいように国からもらう助成金を配分するだけのことになっております。これらは当局も十分御存じだと思つて、これを強化するとか、あるいはまたこれを他の団体に包含して行うとか、いろいろ方法もあるかと思つて、これらに対しまして国はどういうふうに対策を講じておられるか、お答えをいただきたい。

○澤邊政府委員 御指摘がございましたように、前回の家畜伝染病予防法の改正の際に規定が追加されました。自衛防疫体制に対して国が積極的に援助するというような趣旨の規定が入つて、それに基づきまして、畜産振興事業団から、出資の約三分の一につきまして事業団出資をするというふうなこともやり、また、特定の疾病についての予防事業に對しまして、予防液だとかあるいは接種するための技術料に對する援助、その他家畜衛生知識、技術の普及等の事業を行うための経費につきまして、家畜畜産物衛生指導協会に對しまして国が援助をするということをやつておるわけでございます。

御指摘のように、一県当たり二人ないし三人の専任職員しか置いておりませんので、弱体と言えは御指摘のとおりでございますので、今後一層強化をしていきたいと思つて、ただ、これは会

員には経済連とかその他の生産者団体がかなり入つております。ほとんど網羅的に入つております。その傘下にそれぞれ獣医師が配置されておるわけでございますので、二人ないし三人といふのは、事務局の専任の職員というふうには御理解をいただきたいと思います。そうはいましても、なおできましては、機構が法人化をいたしましたより早く整備されたという段階でございますので、内容につきましては今後一層充実することによりまして自衛防疫の体制を整備強化していくという必要はあると思つて、一層強化するよう努力をしたいと思いますと思つております。

○瀬野委員 この家畜畜産物衛生指導協会は、四十五都道府県のうち四十四道府県については社団法人になっておりますが、一都道府県当たりの平均三千万円のうち一千万円が国からの出資、すなわち畜産振興事業団からの出資となつておりますが、あとの二千万円は県と民間団体が負担するといふことになっております。現在和歌山県と沖縄県にはこういった指導協会がないわけでありまして、それと同時に、四県については出資は要求中というところで、現在準備中であるやに聞いております。こういうふうにならない県もあり、まだいまだに出資準備中であるという県もあり、実にこれは不徹底である。あつてもなくてもいいような感じがしてならぬのですが、その点の対策はどう考へておられるか、お答えをいただきたい。

○澤邊政府委員 各県ともできるだけこの組織ができたすうに、畜産振興事業団の出資並びに国の財政援助を強化してまいりたいと思つておりますが、現在、御指摘のように、沖縄県と和歌山県はまだできておりません。できるだけ早く設立できるように指導してまいりたいと思つております。和歌山県は畜産関係が非常に事業量が少ないといふような事情でなかなかできないといふ点がございまして、それから、沖縄は、復帰後、一般本土と違ひまして畜産家畜衛生関係の体制が未整備でございますので、まだ設立までには至つておりませんが、できるだけ早い機会に設立を見るように指導援助をしていきたい、こういうふうな考へております。

○瀬野委員 獣医師の農山村定着化の問題と、家畜保健衛生所の規模拡充等の問題について若干お尋ねいたします。

獣医師問題については、昭和四十七年六月八日に私は一時間にわたつて当委員会でも多岐にわたつて質問してまいつたのでありますが、その後いろいろと今日のまでの経過を見ましても、余り進展してないし、対策がなされてないといふ感を感じ、これを深くするわけですので、改めて本法案審議に当たりましてお尋ねしておきます。

現在、わが国の獣医師数は二万一千九百二十九人となつておまして、産業動物を対象とする農村獣医師数が五千七十四人、うち個人開業者二千九百九人、農業共済組合職員一千五百十人、乳業会社等の民間会社職員四百四十七人、市町村職員三百四十九人、農協職員六百五十九人にすぎないわけでありまして、最近の傾向としては、社会的、経済的理由等から獣医師数の減少がはなはだしく、十年間で七百五十三人の減少となつております。そしてさらに高齢化しているといふことは、四十七年六月八日の質問の際にもこの趣旨を申し上げて政府の見解をただしたわけでありまして、事実、現在は、高齢化とともに、地方における畜産地帯からますます都会へと、ペットなどの小動物の獣医師に移行して、産業動物の獣医師がだんだん減少しつつある。しかも、十年間に七百五十三人も減つており、この対策は焦眉の急である。すなわち、口蹄疫等の病気が入ることはいまのところ考えられませんが、また、今回のように突如として豚水泡病が起きたり、または将来口蹄病に類似したような病気が蔓延すると、一挙に日本の畜産は壊滅状態になるということが恐れられます。もちろん、昨年の本法一部改正においても隣県から援助を求めるといふことになっておりますが、実際に隣県から来る医師の手当といふもの

も全く少ない。低額であります。そういったことから、将来伝染病が入った場合には大変な憂慮すべき問題となりますので、これに対しては農林省當局も積極的に本格的に取り組まなければならぬ。これは一挙に簡単に解決できる問題ではなく、時間をかけて解決しなければならぬ問題でありますけれども、国民の保健衛生を守る上からも重要な問題だと、かように断定せざるを得ません。

これに対して農林大臣はどういうふうに対処しておられるのか、今後どういうふうに関心して検討していくのか、十分な対策を披瀝していただきたいと思ひます。

○安倍國務大臣 獣医師が全国的に少ない上に、いまお話しがありましたように最近だんだんと都市に集中しておるといふようなことで、畜産関係で非常に必要な地帯において極度に不足をする状態が出てまいりまして、無獣医師地帯という地帯まで生じておるといふのが現実の姿でございます。これからの家畜伝染病等の防疫体制を確立していく上から見ても、わが国の畜産を振興する上から見ても、この無獣医師地帯を一日も早く解消していくという事は確かに焦眉の急であらうと思ひわけでございます。

そういう観点に立ちまして、農林省といつたしましても、無獣医師地帯の解消等につきましても目下努力を続けておるわけでございます。たとえば待遇の改善とか、技術料等についても改善をいたしたわけでありまして、そういう待遇の改善のこととか、あるいはまた住居等の施設に対して国が協力をしていくこととか、あるいはまた農村環境の改善といったような面も含めて取り組んでおるわけでございますが、さらにこれについては積極的に今後とも取り組んでいかなければなりませんので、財政措置等も含めてひとつ力を入れていきたい、こういうふうに思ひわけでございます。

○瀬野委員 農林大臣からいま答弁がありましたように、無獣医師の市町村が四十七も全国である。これも獣医師を配置する体制を考えなければならぬことは当然であります。と同時に、日本全体

にわたって獣医師が高齢化し、しかも農山村から都会へ流れていく傾向がある。そして、ペットなどの小動物へ獣医師が移行するという傾向がますます強くなつておるのですから、それに対する対策を十分講じていただきたい。このことは四十七年の六月にも私は指摘したわけですが、その後何ら対策を講じていただけていないという事を指摘するわけですから、農林大臣はさらに真剣にこれに取り組んでいただくようお願いをするわけです。

なお、日本の獣医教育の大学の問題でありますけれども、四年制を六年制にせよということ、これまた四十七年六月八日の質問の際にも私は農林省及び文部省にも指摘をしたところですが、早急に調査費をつけて検討するといふまま、先ほどの答弁を聞いても何ら進展を見ていないように思ひわけてしまつております。いろいろ問題があることも承知しておりますが、いわゆる獣医師の資格を持たせるといふことが大事であり、獣医師たる自信を持つて今後の推進を図るということが重要なことになってくる関係から、外国でもほとんどが六年ないし七年制になっております。日本だけが四年制ということでありまして、

これに対して農林大臣は文部省とも積極的に話を進められて、六年制大学の実現に向かって努力していただきたいと思ひますが、その点について大臣からさらに決意をお答えいただきたいと思ひます。

○安倍國務大臣 獣医師の社会的な地位、その重要性から見まして、教育年限を四年から六年に延ばすということには必要なことであると私も思ひつておるわけでございますが、文部省としてもこの点につきましましては十分検討を進められておるわけでありまして、五十年制にはこの点についての調査費も文部省において組まれたわけでございますが、農林省としても、六年制に移行していくように今後とも積極的に文部省と協議を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○瀬野委員 澤邊局長にお尋ねしたいが、先ほど

の問題で、無獣医師地区獣医師定着化モデル事業を農林省は五十年度予算で考へておられますが、適正配置等に対する具体的施策等についてはどう考へておられるか、お答えいただきたい。

○澤邊政府委員 現在、獣医師の不足いたします市町村が、都市は除きまして、産業動物としての獣医師の不足する市町村は二百六十七市町村でございます。その中で一人もいないという無獣医師市町村が四十七市町村ございますので、これをまずつぶしていくということが必要だと思ひます。そのために五十年度予算から新たに診療施設あるいは診療車あるいは住居等、診療に必要な施設に対しまして助成をいたしまして、獣医師を誘致し、定着化を図るという事業を、モデル的なものとしていたしまして、

わずか四カ所でございますけれども、今年開始をすることにいたしましたわけでございます。この成果を見ながら、今後また四十七市町村に配置をするということと、それからさらに二百六十七市町村に、一名おつてもなお足りないといふようなところにはふやしていくといふことを進めていくべきだといふように考へておりますが、お尋ねの全国的な再配置の問題につきましても今後検討をしてみたいと思ひております。

○瀬野委員 昭和五十年からは、獣医師の診療報酬の改善を図るために、農林省では家畜共済診療点数表の技術料を七五%引き上げられていくお考へのようにありますが、雇い上げ獣医師手当も四十九年の四千五百円から五千九百五十円に引き上げるといふことになっております。仮にこれが五千九百五十円に引き上げられても、実際の現在の給料、手当等から見まして、これは実に低い。こんなことで、ある町村で伝染病が発生した場合に隣県から応援を求めるといふような事態が発生したときに、果たして獣医師がこのようない日当で来れるかどうか、実に疑問であります。

こういうことについては実に問題だと思ひますが、これは改正しなければいかぬと思ひますが、五千九百五十円の根拠はどういうように考へられたのか、また、将来どういふようにしようと考へられるのか、

か、見解を簡潔に承りたい。

○澤邊政府委員 獣医師の雇い上げ手当を前年度の四千五百円から五千九百五十円に今年度引き上げを行ったわけでありまして、引き上げ率は三二%を若干超えるわけでありまして、これは国家公務員のベースの引き上げ率、それから一般の人間の方の医師の報酬の引き上げ率等も勘案をいたしまして、毎年ではありませんが、しかし、大体毎年最近はやつておると思ひますが、引き上げをやつておるわけでございます。

御指摘のように、五千九百五十円で十分とは申せませんが、今後適正に引き上げることによりまして――先ほど来問題になっております獣医師の不足となかなか定着しないという問題は、報酬が不十分であるという点の一つの大きな原因になつておりますので、その対策の一環といたしまして、獣医師雇い上げ手当の適正な引き上げにつきましては、今後とも引き続き努力をしていきたいといふふうに考へております。

○瀬野委員 次に、家畜保健衛生所についてであります。昭和四十年以降その整備統合が行われて、昭和四十九年には五百八十六カ所もあつたのが、現在、四十九年には二百二カ所となつておる。これははなはだしく減少したと思ひます。これに伴い、施設の近代化とか診療機能及び機動力の強化が図られておるといふことは当然言えますが、家畜保健衛生所の管轄の広域化によって個々の巡回指導が不十分となるおそれがあります。なぜ減らしたのか。県で十カ所あったものが四カ所になったために不便になつてきている。また、内容は施設の近代化などで充実したといふものの、遠くへ行つてしまつたために巡回指導がおろそかになつておるのも当然でございます。

巡回が不十分になつたことではいろいろな支障が今後起きてくる心配がございますが、これに対しては農林省当局はどういうふうに対処をするのか、また、従来から比べて減つた家畜保健衛生所について、これをどういふようにカバーすれば十分対策ができるかといふように思ひておられるのか、そ

の点を明確にお答えいただきたい。

○澤邊政府委員 昭和四十二年から七十年計画で広域的な統合整備を進めてまいって、現在二百二カ所になっておるわけでございますが、これは家畜の飼養頭数の増大、特に大規模化等に伴いまして、病気の発生が複雑化し、かつ多様化しております、そのために衛生技術も高度化が要請されておるといふことのために、小さな家畜保健衛生所が分散しておるよりは、広域統合することによって施設も整備をし、陣容も集めまして、専門分化するということによって高度な衛生技術に對します需要にこたえる体制を整える方が好ましいのではないかと、ところで広域統合に踏み切つたわけではございません。もちろん、他の理由といたしましては、市町村の合併なり、農協の合併なり、あるいは交通事情等も昔に比べればかなりよくなつてゐるといふような点等も考慮いたしまして、広域統合することが技術の高度化の要請にこたえるには適當ではないかという判断に基づいてやつておるわけでございます。

反面、御指摘のように、巡回指導等について、どうしても農家から距離が遠くなる場合が多いわけでございますので十分でなくなつたという点もあるかと思ひますが、この点につきましては、家畜の飼養規模、飼養形態が変化をしまして、おられますのに伴ひまして、農家自身が自衛防疫体制を強化するということによって自主的な努力もお願いをするというふうな考えから、先ほども御質問をいただきました家畜衛生指導協会という自衛防疫組織をつくりまして、これに對して農林省並びに畜産振興事業団から出資、援助をするというふうな方法によりまして整備を進めておるわけでございます。したがひまして、足らざる点はそのような自衛的な組織によつて補つていただき、これに對します援助もさらに強化をしていきたいというふうな考えておりますが、もちろん、家畜保健衛生所自体も農家の接触がうとなつてはいけませんので、種々の情報の収集、情報の提供等のモニター制度等も新たに去年からつ

くつておりますので、そういうこともあわせまして、機動力の強化と相まつて巡回指導もできるだけやつていくという努力はしてまいりたいと思つております。

○澤野委員 次に獣医師法違反の問題で一件指摘をし、政府に對策を講じていただきたいと思つて

時間がございませんで内容は省略いたしますが、四十七年の六月八日に私はこの問題を指摘し、政府の見解をたゞしておたのでありますが、すなわち、外国人であるフリードマンという人、これはアメリカ人でありましたが、東京タワーの下の本の国家試験は落ちております。この人が日本人の獣医師を一日置き、すなわち隔日に雇つてはいるらしいのでありますが、これは完全に獣医師法を違反してゐるものであります。詳しくは四十七年の六月八日の質問の際指摘しておりますが、これに對して当局の當時の増田政府委員からは、フリードマン氏を呼び出して厳重に注意をし、警告をして、獣医師行為はその後やめたというように聞いておるが、また早急に確認したいというふうな答弁があつたのであります。これに對して早急に農林省も對策を講じてもらいたい。四十七年に指摘したのでありますが、いまだにそれが行われておるといふことは農林省の對策の怠慢であると私は指摘せざるを得ません。見解を承りたい。

○澤邊政府委員 お尋ねの米国人フリードマンなる者の都内におきまして獣医師法違反行為についてでございますが、前提といたしまして、わが国の獣医師国家試験を受けて獣医師免許を取得しなけりば外国人につきましても獣医師業務を開業できないというふうなことでございまして、御本人は免許取得を行つた事実がございせんし、同人の獣医師類似行為につきましては、昭和四十七年二月に農林省に本人の出頭を求めて厳重に注

意した経緯もございまして、最近また同じような違反行為をしておるといふ御指摘でございますが、直接の監督は東京都でやつておりますので、私も東京都から聞き取りをいたしましたところでは、フリードマン名義の家畜診療所の開設はないといふことであります。港区を管轄する芝保健所によりまして、港区の芝公園の近くで、獣医師近藤何がしという者が四十七年の九月二十一日に診療所を開設し、フリードマンが診療を行つてゐるとのうわさを聞いてゐるが、診療所内で当該人を見たことがなく、違反の事実を確認してゐないといふ報告を実は東京都庁からもらつておるわけでございますが、他方、東京都の獣医師会の会員の方の一部からは、その近藤某なる者は月曜、水曜、金曜の三日間は診療所に勤務するが、診療、治療等の行為は事実上フリードマンが行ひ、しかも、診断書のサインは近藤何がしの名義でやつておるといふような御指摘もございまして、さら

にこれを私どもといたしましては調査をいたしまして、違反の事実があれば適正に処置したいといふように思つております。

いまお答えしましたように、都庁の調べと獣医師会の会員からの聞き取りとが食い違ひがございまして、さらに私どもでも確認をいたしまして、違反の事実があれば厳重に処置をしたいといふふうなことであります。

○澤野委員 本件は、獣医師会の明朗化を期するためにも、都庁の見解と獣医師会の見解が食い違つておるわけですから、ぜひ早急に農林省の姿勢を正してほしいといふことを強く申し上げておきます。

最後に、簡単に二つだけお尋ねして、本法案に對する締めくくりの質問にいたします。

患畜の殺処分に伴う手当金の最高限度額の改善をしてもらいたいと思ふ問題であります。患畜である家畜評価額の最高限度額については、四十六年に法改正が行われて、現在までそのまゝになつております。当該家畜の評価額の三分の一あるいは五分の四の手当金を交付するということにな

つておりまして、その後家畜も高くなつてゐるにもかかわらず、評価額はまことに低い価格で抑えられてゐる。事実、三年経過したにもかかわらず、牛が二十六万円、馬が五十九万円、綿羊及びヤギが一万五千円、豚が三万円、鶏及びアヒルが九百円、七面鳥が二千七百円、ウズラが百円といふやうに、最高限度額が低い上に、家畜の評価額が実に低く抑えられておまして、これは問題であるし、後の経営が農家としても非常にむづかしいといふことになりまして、本法が改正になつて、いままですべて法律になつてゐるものを家畜の動向を見ながら改定していくといふことで、しやすくなつておるわけですが、にもかからず、こういったことで抑えられておるといふことは、農林省の對策が手ぬるいといふことになるわけですが、改定しやすいようにしたわけでありまして、むしろ早急に農家の期待にこたえるように改定をしていただきたいといふことが一点、もう一つは、牛の異常産の問題で、最近異常産が少しづつは減つたとはいへないが、また、範囲が広がつております。対象範囲が広がつております。これに對しては十分な對策を講じていただきたい。

この二点について、農林大臣並びに局長からお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○澤邊政府委員 牛の異常産につきましては、最近、昨年から北陸、東北の日本海側等につきましては新たに発生を見ておりますが、その後続発は余りしていませんけれども、この問題については、原因がアカバネウイルスだといふことがおほむね確定をいたしておりますので、この予防法の開発等につきまして、家畜衛生試験場を中心にしたしまして鋭意努力して、予防措置の万全を早く期せられるようにしたいと思つております。

なお、これに伴ひます農家の損失に對しましては、これまで、主要な発生地帯に對しましては、人工授精の授精料につきまして一部地方競馬全国協会から援助するというようなことをやつておりましたが、今後ともそのような對策は大規模に発

生したような場合には議してまいりたいというように考えております。

なお、これに伴います損失によりまして農家の借入金返済等が十分いかないというような場合も考えまして、金融機関に対しまして、貸付条件の緩和等につきまして指導をこれまでしておりますが、今後もそれを続けていきたいというように考えております。

なお、殺処分手当の最高限度額につきましては、大臣からお答えをいたします。

○安倍内閣大臣 殺処分に伴うところの手当金につきましては、四十六年に決まりまして以来改定されていなくてございまして、実勢に合わないという面もございまして、早急に改定する方向で努力をしたいと思っております。

○瀬野委員 以上で終わります。

○澁谷委員長 これにて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○澁谷委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○澁谷委員長 この際、本案に対し、先刻の理事会の協議のとおり附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行にあたり、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一、海外からの悪性伝染病がわが国に侵入する危険性の増大に対処し、動物検疫施設の整備拡充等検疫体制の一層の強化に努めること。

特に、再度にわたり発生をみた豚水疱病については、同病の感染経路と感染媒体を早急に究明するとともに、その予防体制に万全を期すること。

二、家畜の防疫体制に万全を期するため、家畜保健衛生所の機能の充実、獣医師の処遇改善及び自衛防疫組織の育成等の諸施策をさらに強化し、これに必要な財政措置を講ずること。

三、殺処分手当金の最高限度額については、最近における家畜の実勢価格が適正に反映されるよう、その改定を検討し実施に努めること。

四、近年における牛の異常産の被害にかんがみ、ワクチンの開発等その予防及び治療方法の確立を急ぐとともに、被害農家に対し適切な救済措置を検討すること。

以上であります。が、本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。安倍農林大臣。

○安倍内閣大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処いたしたいと思っております。

○澁谷委員長 なお、ただいま議決されました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○澁谷委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

昭和五十年四月二十三日印刷

昭和五十年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

U